

舞鶴市海水浴場事業者支援給付金の受付開始について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、海水浴場が開設されないことを要因とし大きな影響を受けた舞鶴市海水浴場事業者に対して、今後の事業の継続を支援するため給付金を支給します。

【対象者】次の①・②のいずれかに該当する方

- ①舞鶴市内において、令和元年に開設された海水浴場(神崎・野原・竜宮浜)の開設者
- ②舞鶴市海水浴場において、宿泊業(民宿等)・飲食サービス業(浜茶屋等)・体験型飲食サービス業(サザエ遊漁)のいずれかを営むもので、今後も事業を継続する意思があり、令和3年の7月・8月の事業収入が、平成30年または令和元年の同月の事業収入より減収している事業者

【給付額】

対象者①…定額20万円

対象者②…平成30年または令和元年7月・8月の合計事業収入から、令和3年7月・8月の事業収入を差し引いた額(※上限10万円)

【申請方法・申請期間】

申請期間: 令和3年9月1日(水)から令和3年12月28日(火)まで

申請方法: 郵送または窓口へ直接提出

【想定される対象件数】

対象者①…5件(神崎(東・西)、野原、竜宮浜(三浜・小橋))

対象者②…40件(推定)

【その他】

- ・令和3年6月議会において議決された補正案件となります。
- ・海水浴場開設者である地元自治会や観光協会と連携し、対象者の把握に努めるとともに該当者には郵送や個別配布など直接申請書等をお届けする予定としております。

【お問い合わせ先】

観光振興課 : ☎0773-66-1024、FAX0773-66-9891

E - M a i l : kankou@city.maizuru.lg.jp